

2021.06.01

PL レポート(製品安全) <2021 No.2>

■隔月発行の本レポートでは、製品安全やPLリスクに関する国内外のトピックスをご紹介しますとともに、昨今の技術革新や市場の変化等を踏まえたコラムや解説を掲載いたします。

国内のトピックス

○経済産業省が「産業保安及び製品安全における統合的開示ガイダンス」を改訂

(2021年4月5日 経済産業省)

経済産業省は4月5日、企業の安全性に関する積極的な情報開示を促進することを目的に2019年2月に策定された「産業保安及び製品安全における統合的開示ガイダンス」の改訂版を公表しました。

今回の改訂では、①価値観や持続可能性・成長性など一貫したストーリーで情報開示に取り組んでいる企業の事例紹介、②企業の安全に関する取組を適正に評価するための成果と重要な成果指標(以下、KPI)の例について内容の充実を図っています。

それぞれの概要は以下のとおりです。

【企業の事例紹介】

研究者、機関投資家、保険会社、企業からなる研究会において、情報開示が優れていると評価された優良企業2社、次いで評価が高かった6社の取組が紹介されています。なお、評価対象は産業保安・製品安全分野に関連する企業461社のうち、統合報告書を発行している企業135社です。

優良企業2社については、安全に関する統合的思考(価値観～ガバナンスまでそのすべてにおいて「安全」をキーに一貫した価値創造のストーリーを導いていること)の下、持続可能性、成果、KPIなどの情報が整理されていることが評価されました。

次点の6社については、安全の重要性を認識していることが示されるとともに、そうした安全に対する意識の高さが戦略や取組内容に落とし込まれ、明確に情報開示されていることが評価されました。

【開示するKPIの例】

KPIを、企業間で比較可能なもの(休業災害度数率(LTIR)、総災害度数率(TRIR)など8つ)と、自社独自で工夫するもの(安全への投資額、AI・IoT等の導入状況など9つ)に整理した上で、それぞれの具体例の充実化を図っています。

ガイダンスでは、企業がこれらのKPIを活用することにより、業界における平均値等との比較を通じて、自社の位置づけや安全取組の進捗状況を示すことが期待されています。

企業の統合報告書において、安全に関する情報開示は未だ少ないのが実情です。本ガイドラインは、企業における安全に関する情報開示を促進し、企業の安全への取組に対し価値を見出す活動のひとつの指標として参考となるものといえるでしょう。

出所：経済産業省ニュースリリース <https://www.meti.go.jp/press/2021/04/20210405001/20210405001.html>

○経済産業省がIoT製品の安全確保のガイドラインを制定

(2021年4月28日 経済産業省)

経済産業省は4月28日、「電気用品、ガス用品等製品のIoT化等による安全確保の在り方に関するガイドライン」（以下、本ガイドライン）を制定したと発表しました。

インターネットの普及にともない、家電やガス機器がインターネットに接続され、IoT (Internet of Things) 機器として新たな利便性やサービスが提供されるようになってきました。一方で、こうした新しい状況下においても、製品安全が担保される対策を講じることが重要です。

経済産業省はこうした状況を踏まえて数年前から検討を進め、インターネットに接続された電気用品とガス用品を対象とし本ガイドラインを制定しました。

以下の構成で、安全確保のあり方について記載されています。

1. 安全確保の考え方
2. リスク評価の考え方
3. 予防安全機能について
4. 遠隔操作を行う機器の分類の考え方について
5. 製品設計において配慮すべき事項
6. 製品出荷後において配慮すべき事項

なお、本ガイドラインの冒頭には、「この検討結果を関係業界団体に周知し、必要な対策を求める」と記されています。今後このガイドラインが具体的にどのように適用されていくのか、注視していく必要があると考えられます。

出所：経済産業省ニュースリリース https://www.meti.go.jp/product_safety/consumer/system/iot.html

○国民生活センターの合成樹脂製ドアノブの報告書から見える市場対応の必要性

(2021年4月8日、国民生活センター)

国民生活センターは4月8日、合成樹脂製のドアノブのソルベントクラック（※）に関する事例を紹介しました。

問題となった製品は、幼稚園のトイレで使用されていたアクリル樹脂製のドアノブで、新型コロナウイルス対策のため1日に5回程度アルコールによる消毒を行っていたところ、使用開始から約2か月でひびや亀裂が生じ破損しました。

国民生活センターは、破損品の破面解析結果から、ソルベントクラックの原因はアルコールによるものと認定しました。一方で同報告書では、当該製品の取扱説明書にはアルコールによる清掃の禁止が明記されていたことを指摘しています。

樹脂製品の製造事業者は、SDS（安全データシート）等を通じて樹脂の特性を樹脂素材事業者と共有しており、取扱説明書で樹脂特性に基づく消毒時におけるアルコール等の有機溶剤の使

用を禁止しているのが一般的です。しかし、本製品の使用者は、そうした製品特性に関する理解が不十分であったことに加え、取扱説明書等の注意・禁止事項等も十分確認しないまま、アルコール消毒を行ったのではないかと推測されます。

昨今のコロナ禍において、このような消毒行為は樹脂に限らず様々な素材の製品に対しても行われていると考えられますが、これにより金属や塗装面、宝飾品などに影響が生じる可能性があります。また、消毒方法としても、アルコールによるものだけでなく、界面活性剤や次亜塩素酸溶液を用いたり、紫外線（UV-C）などの照射によっても行われています。

こうした使用環境の変化に伴う使用者の行動は、事前の予測が困難であり、製品安全の観点から事業者がどういった対応をすべきかは非常に難しい問題といえます。

販売後の使用環境の変化を先読みしながらの製品開発が難しい以上、こうした変化が現れた際にすぐに対応できる態勢の構築が重要になります。

具体的には、使用環境の変化の端緒を認識した時点で、そうした情報の解析を行い、自社製品の環境変化への対応について評価を行うことが求められます。その上で、評価結果を踏まえ、追加の安全対策や安全な使用を実現するための情報が必要な場合、自社製品使用者に対し、随時発信していくことが必要となります。あわせて、自社ホームページや販売店店頭などでの情報発信の効果は限定的な場合もあることから、自社のリソースを用いた効率的な情報発信方法や発信媒体を事前に検討しておくことが望まれます。

※ソルベントクラック：成形品中に溶剤などが浸透拡散されることによって、分子間の剥離が生じクラック（亀裂）に至るもの。その破面はナイフでスパッと切ったようなきれいな鏡面を示すことが特徴。（大武義人著「ゴム・プラスチック材料のトラブルと対策」より）

出所：国民生活センター ニュースリリース http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20210408_3.html

国外のトピックス

○急成長のスタートアップ企業における製品リコール

(2021年5月5日 米国消費者製品安全委員会)

急成長したスタートアップ企業の製品のリコールについて、示唆に富む事例がありましたので本稿で紹介いたします。

米国消費者製品安全委員会 (CPSC) は5月5日、米国スタートアップ企業 P 社のランニングマシンのリコールを発表しました。

2012年創業の P 社は、インターネットに接続可能なフィットネスバイクやランニングマシン等フィットネス用品の製造・販売に加え、エクササイズ番組の24時間ストリーミング配信など、同社の言う「インタラクティブ・フィットネス・プラットフォーム」事業で急成長を遂げています。

同社の会員数は2020年6月時点で3百万人を超え、2020年度の売上は18億ドル(約2,000億円)であり、2019年にはニューヨーク証券取引所に上場もしています。

ランニングマシンのリコールに至る経緯は以下のとおりです。

当該ランニングマシンは2018年に販売が開始されましたが、2021年3月に6歳の子どもが当該製品の下部に巻き込まれたことにより死亡したことが、同社 CEO からユーザーに宛てたメールで明らかになりました。

その後2021年4月に、CPSC が当該製品の危険性を警告し、「子どもがいる家庭の消費者に製品の使用を直ちに停止するよう」に促しました。これに対し P 社は、「CPSC の一方的なリリースは不正確で誤解を招く。全ての警告と安全上の指示に従っている限り、当該製品の使用を中止する理由はない」と反論していました。

しかし5月5日、P 社は一転して当該製品の自主回収を発表しました。P 社と CPSC の共同発表によれば、1人の子どもが亡くなり、70件以上のインシデントが報告されたとのことで、当該インシデントは、子どもだけでなく大人やペットなどが当該製品の下部に巻き込まれたというものでした。

P 社 CEO は、「当該製品をリコールするという CPSC の要求に対する最初の対応で誤りを犯した。最初からもっと生産的に関わるべきだった」として自社の対応を謝罪しました。また、CPSC と協力して、ランニングマシンの新しい業界安全基準を策定するとのメッセージを発表しています。

なお、本製品を巡っては、重大な設計上の欠陥があるとしてカリフォルニア州の連邦裁判所に集団訴訟が提起されたと報じられており、株価も大きく下落するなど、本件の一連の対応が経営にも大きな影響を及ぼしていると考えられます。

新たに事業を起こす企業は、世の中に広く受け入れられるような優れたサービスを提供したり、社会的課題の解決を図ることを目指しているところが少なくありません。しかし、そうしたサービスに付随する製品において、安全性を担保するなどの基本を疎かにするとビジネス上どのような影響が生じるかが、この事例から読み取ることができます。

P 社のリリースを見ると、当初は「安全上の警告や指示に従っていれば安全」としていました。これは製品安全の基本であるスリーステップメソッドのステップ3(使用上の注意)を強調しているに過ぎず、事故防止の観点からは十分とはいえません。製品の安全担保においては、

あくまでも、本質的に安全な設計をする（ステップ1）、保護装置・機能を設ける（ステップ2）の2点が優先されるべきです。こうした観点から、当該製品のリスクアセスメントが十分であったか疑問があります。

また、リコール実施の際、P社CEOが「最初の対応で誤りを犯した」と言っているように、子どもの死亡事故が発生した段階での対応に不備があったことも否めず、製品事故発生後にいてすべての関係者における損失の最小化に向けた取組にも問題があったといえそうです。

新しいビジネスの基軸に製品を据えてサービスを展開等する事業者においては、ビジネスの開始に際し、今回紹介した事例を他山の石とし、取扱製品の安全性を十分アセスメントしリスク低減を図ることが求められます。また、事故や不具合が発生した際に慎重かつ迅速な対応を実現するための態勢を事前に構築しておくなど、製品安全の基本に則った対応を行うことが重要であることをあらためて認識いただくとよいでしょう。

出所：CPSCによる注意喚起のリリース（2021年4月17日付）

<https://www.cpsc.gov/Newsroom/News-Releases/2021/CPSC-Warns-Consumers-Stop-Using-the-Peloton-Tread>

CPSC、P社によるリコールに関するリリース（2021年5月5日付）

<https://www.cpsc.gov/Newsroom/News-Releases/2021/CPSC-and-Peloton-Announce-Recall-of-Tread-Plus-Treadmills-After-One-Child-Death-and-70-Incidents-Recall-of-Tread-Treadmills-Due-to-Risk-of-Injury>

以上

文責：リスクマネジメント第三部 製品安全グループ

MS & ADインターリスク総研の製品安全・PL関連サービス

【製品安全/PL・リコール対策関連サービスのご案内】

- ・市場のグローバル化の進展・消費者の期待の変化に伴いしかるべきPL・リコール対策、そして、製品安全の実現は企業の皆様にとってはますます重要かつ喫緊の課題となっています。
- ・弊社では、製品安全に関する態勢構築・整備、新製品等個別製品のリスクアセスメントや取扱説明書の診断、PL・リコール対策など、多くの企業へのコンサルティング実績があります。さらに、経済産業省発行の「製品安全に関する事業者ハンドブック」「消費生活用製品のリコールハンドブック 2016」などの策定を受託するなど、当該分野に関し、豊富な調査実績もあります。
- ・弊社では、このような実績のもと、製品安全実現のための態勢整備、個々の製品の安全性評価、製品事故発生時の対応に関するコンサルティング、情報提供、セミナー等のサービスメニュー「PL MASTER」をご用意しております。
- ・製品安全/PL・リコール関連の課題解決に向けて、ぜひ、「PL MASTER」をご活用ください。

PL Masterメニュー

I. マネジメントシステム構築・運営

1. 製品安全管理態勢の構築支援
2. リスクアセスメント態勢の導入支援

II. 製造物責任予防(PLP)対策

1. 製品安全診断
2. 取扱説明書診断

III. 製造物責任防衛(PLD)対策

1. PL事故対応マニュアルの策定
2. リコールに関する緊急時対応計画の策定

IV. 教育・研修

1. 製品安全セミナー(講義型)
2. リスクアセスメント導入研修(ケーススタディ型)
3. PL事故・リコール対応シミュレーショントレーニング

V. 調査研究・情報提供

1. 判例・事故例の調査分析
2. 各国の生産物賠償法一覧の提供
3. 各種リスクマネジメント情報の提供

「PL MASTER」をはじめ、弊社の製品安全・PL関連メニューに関するお問い合わせ・お申し込み等は、MS & ADインターリスク総研 リスクマネジメント第三部製品安全グループ(pl_interrik@ms-ad-hd.com)、またはお近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。また、本誌は、読者の方々に対して企業のRM活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製/Copyright MS & ADインターリスク総研 2021